

「京都府産業廃棄物減量・リサイクル支援センター」の概要

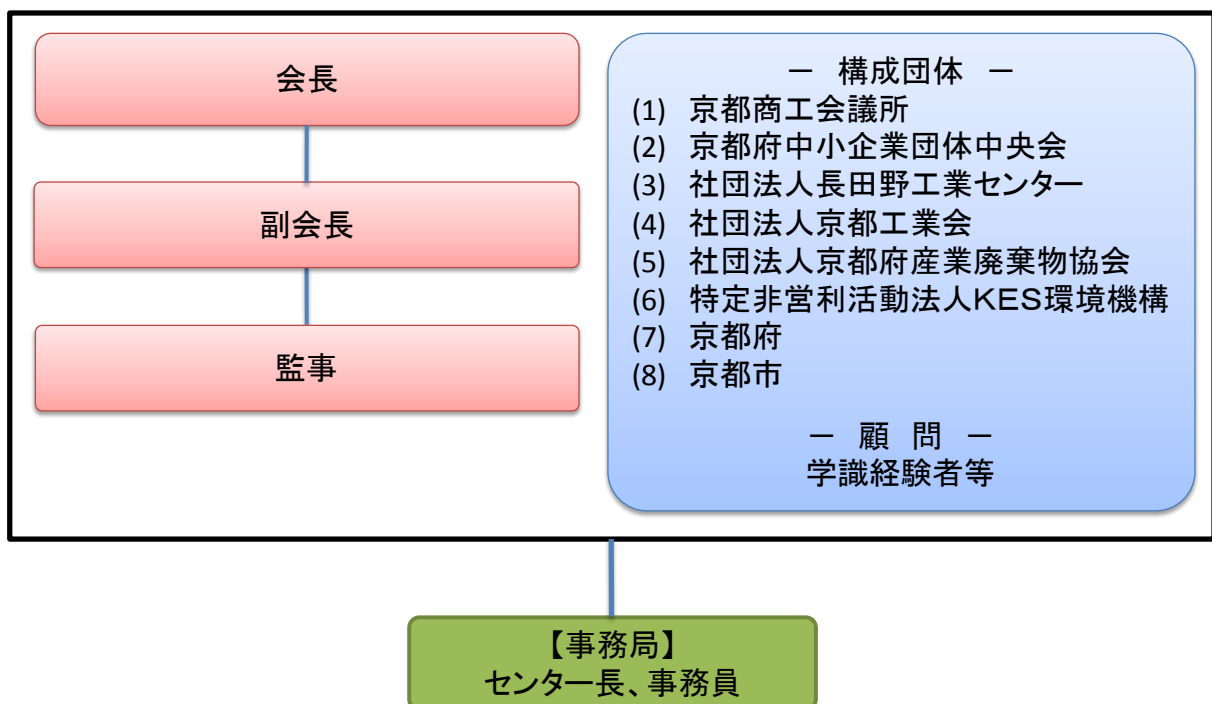
1. 設立の目的

このセンターは、産業界、廃棄物処理業界、大学等研究機関及び行政機関等が連携し、企業等に対して産業廃棄物の減量・リサイクルに関する総合的な支援を行うことにより、京都府内における産業廃棄物の減量・リサイクルを促進し、もって循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

2. 主な事業

- (1) 産業廃棄物の減量・リサイクル及び環境マネジメント等に関する専門的知識を有するアドバイザーの派遣による相談、指導及び助言等に関する事業
- (2) 減量・リサイクルの技術及び設備等を有する産業廃棄物処理事業者に関する情報提供並びに産業廃棄物の処理及び減量・リサイクルに関する調査等に関する事業
- (3) 産業廃棄物の発生抑制及び減量・リサイクルの促進のための研究開発・施設整備並びに環境産業の育成のための事業に対する助成に関する事業
- (4) 産業廃棄物の減量・リサイクルの取組を促進するための研修及び普及啓発に関する事業
- (5) その他センター設立の目的を達成するために必要な事業

3. 組織 (H23)



(1) 構成団体

- ・ 京都商工会議所
- ・ 京都府中小企業団体中央会
- ・ 社団法人長田野工業センター
- ・ 社団法人京都工業会
- ・ 社団法人京都府産業廃棄物協会
- ・ 特定非営利活動法人K E S環境機構
- ・ 京都府
- ・ 京都市

(2) 総会

- ・ 総会は、会長が招集し、会長が議長に当たる。
- ・ 総会は、センターの運営の基本方針等の重要事項を審議し、決定する。

(3) 役員

- ・ 会長1人、副会長2人、監事2人を置く。
- ・ 会長は、総会の決議によって、構成団体の長の中から選任する。
- ・ 副会長及び監事は、会長が、総会における承認を得て、構成団体の長または役職員の中から選任する。

(4) 幹事会

- ・ センターの運営等に関して、企画、調査及び調整等を行うため、幹事会を置くことができる。
- ・ 幹事会は、構成団体から推薦のあった者をもって構成する。

(5) 顧問

- ・ 専門的な意見を聞くため、学識経験者等を顧問として置くことができる。

(6) 事務局

- ・ センターの業務等処理するため、事務局を置く。
- ・ 事務局には、センター長及び職員を置く。

4. 事務所所在地（予定）

京都市右京区西京極豆田町2 京都工業会館内

5. 今後のスケジュール

- (1) 平成23年5月30日、構成団体による設立総会を開催
- (2) 平成23年6月1日、センターを設立し、事務所開設準備、事業委託等の手続きを実施
- (3) 平成23年7月、センター事務所を開設し、支援事業の開始・相談対応窓口を設置
- (4) 平成24年4月を目途に、センターを一般社団法人化するとともに、公益社団法人認可に向けた手続きを進める予定